

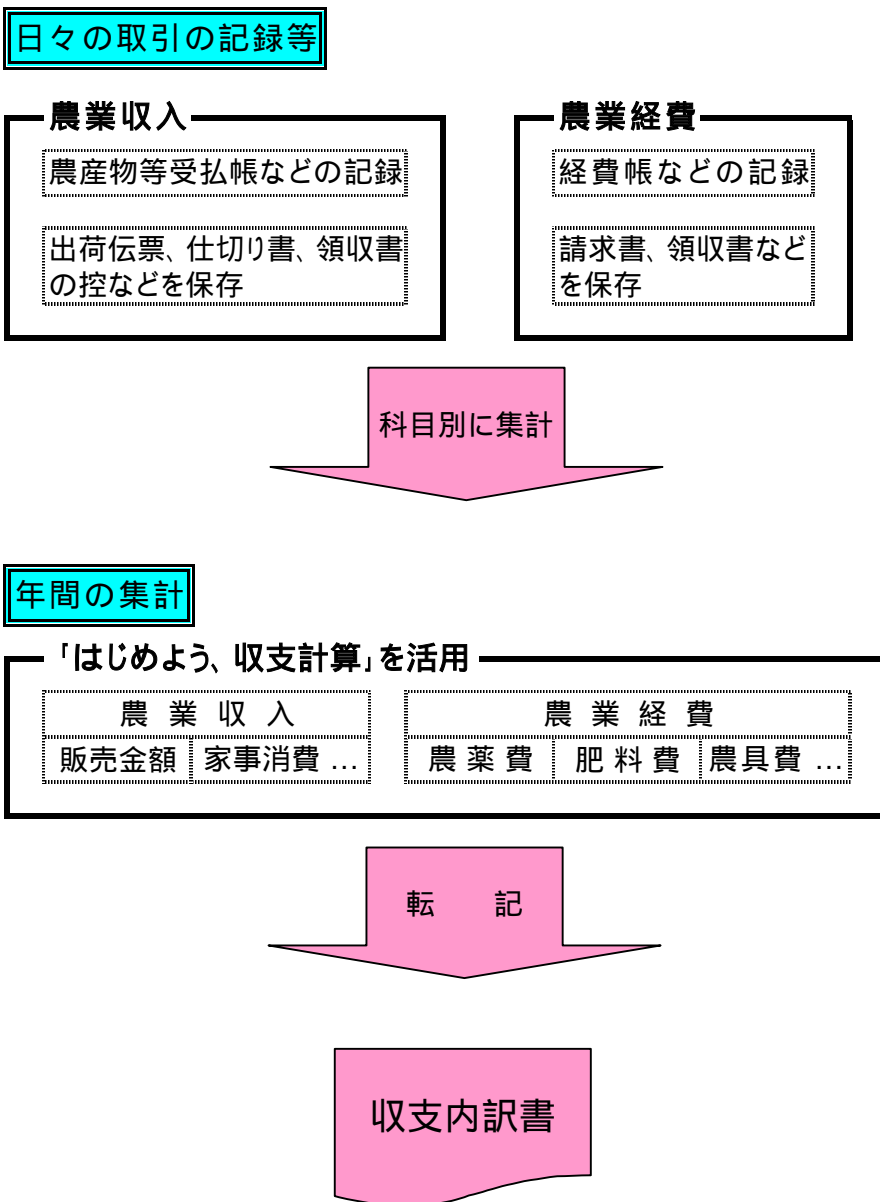
# はじめよう、収支計算

～ 簡単に収支計算ができます！ ～



この資料は、「収支内訳書（農業所得用）」を作成するためのものであり、資料中の「 」や「①」等の記号番号は、「収支内訳書（農業所得用）」の科目番号・記号に対応しています。この資料に記載した金額を、「収支内訳書（農業所得用）」の同じ番号・記号の科目へ転記することによって「収支内訳書（農業所得用）」を作成することができます。記載に当たっては、見開き左側のページにある（記載例）を参考にしてください。

## （参考）収支計算の手順



帳簿書類は、5年間（又は7年間）保存する必要があります。

収支内訳書は、確定申告書に添付して提出する必要があります。

収入金額が1千万円を超える方は、消費税の課税事業者となる場合があります。

消費税の課税事業者となった場合には、「消費税課税事業者届出書」を提出する必要があります。詳しくは、税務署にお尋ねください。

## 必要経費の各科目の具体例

経費科目	具 体 例
雇 人 費	農作業などに従事した雇人の給料
小 作 料 ・ 賃 借 料	農業用の土地・機械の賃借料、共同施設などの使用料
減 価 償 却 費	農業用の施設・機械・トラックなどの償却費
貸 倒 金	売掛金などの貸倒損失
利 子 割 引 料	農業のために借り入れた資金(農地の取得資金や農業機械の購入資金を借り入れた場合など)の支払利息
① 租 税 公 課	農業に使用している土地・建物の固定資産税、農業機械や農業に使用している車両の自動車税(取得税、重量税を含む。)、農協組合費、部会費、水利組合費
㊦ 種 苗 費	種もみ、苗木などの購入費用
㊧ 素 畜 費	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
㊨ 肥 料 費	化学肥料、たい肥の購入費用
㊩ 飼 料 費	飼料の購入費用
㊪ 農 具 費	使用可能期間が1年未満又は購入価額が10万円未満の農具の購入費用
㊫ 農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用・共同防除の負担金
㊬ 諸 材 料 費	ビニール・縄・支柱などの購入費用
㊭ 修 繕 費	農業に使用している建物や車両、農機具などの修理に要した費用
㊮ 動 力 光 熱 費	農業のために使用した水道料、電気料、灯油・ガソリン代などの燃料費
㊯ 作 業 用 衣 料 費	農作業に必要な作業衣・長靴・手袋などの購入費用
㊰ 農 業 共 済 掛 金	水稻・果樹などの共済掛金、農業用資産に対する共済掛金
㊱ 荷 造 運 賃 手 数 料	出荷の際の包装費用・支払運賃、農協や市場に支払う出荷手数料
㊲ 土 地 改 良 費	土地改良事業の費用
㊳ 雑 費	上記以外の費用で、農業経営上必要な費用

《記載例》

1 収入金額

販売金額	品名	農協取扱分 (A)	農協以外分 (B)	合計 (A + B)	
	米	3,851,900 円	1,739,000 円	5,590,900 円	
	りんご	1,600,000	1,000,300	2,600,300	
	肉用牛		820,000	820,000	
	合計	5,451,900	3,559,300	9,011,200 円	

農協が発行する「貯金取引年間実績表」などから記入します。

領収書(控)や仕切り書などから記入します。農協取扱分と重複しないように注意してください。

販売金額は、農産物ごとに記入します。

家事事業消費費	品名	数量 (C)	見積単価 (D)	金額 (C × D)	
	米	360 kg	30kg当たり 8,750 円	105,000 円	
	りんご	480 kg	10kg当たり 2,500	120,000	
	合計			225,000 円	

見積単価は、販売金額などを参考に算定してください。

雑収入	名称	金額	農産物の棚卸高	品名	期首		期末	
	受取共済金	220,000 円		数量	金額	数量	金額	
	作業受託料	190,000		米	660 kg	176,000 円	600 kg	175,000 円
				りんご	1,200	344,400	1,350	349,650
	合計	410,000 円		合計		520,400 円		524,650 円

棚卸高は、販売金額などを参考に算定してください。なお、米麦等の穀物以外の農産物で数量がわずかなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。

2 必要経費

科目	農協取扱分 (A)	農協以外分 (B)	合計 (A + B)
雇人費	(支払先の住所、氏名及び金額等) 領収書などにより、住所・氏名を確認してください。 なお、生計を一にする親族に対する支払いは必要経費になりません。		円
小作料・賃借料	(支払先の住所、氏名及び金額等) 市 町1-2 鈴木一郎 30,000円 市 町3-4 田中二郎 40,000円		70,000 円
減価償却費	P3「減価償却費の計算」から転記します。		750,000 円
貸倒金			円
利子割引料	元金返済部分は、必要経費になりません。		円

## 1 収入金額

販売金額	品名		農協取扱分 (A)	農協以外分 (B)	合計 (A + B)			
	米		円	円	円			
	合計				円			
家事 事業 消費 費費	品名		数量 (C)	見積単価 (D)	金額 (C × D)			
	米		kg	円	円			
	合計				円			
雑 収 入	名称	金額	農産物の 棚卸高	品名	期首		期末	
		円			数量	金額	数量	金額
					kg	円	kg	円
	合計	円			合計	円		円

## 2 必要経費

科目		農協取扱分 (A)	農協以外分 (B)	合計 (A + B)
雇	人 費	(支払先の住所、氏名及び金額等)		円
	小作料・賃借料	(支払先の住所、氏名及び金額等)		円
	減価償却費			円
	貸倒金			円
	利子割引料			円

《記載例》

科 目		農協取扱分 (A)	農協以外分 (B)	合 計 (A + B)
		円	円	円
①	租 税 公 課			
②	種 苗 費			
③	素 畜 費		88,000	88,000
④	肥 料 費	403,900		403,900
⑤	飼 料 費		423,000	423,000
⑥	農 具 費			
⑦	農 薬 衛 生 費	50,700	156,600	207,300
⑧	諸 材 料 費	256,400	220,000	476,400
⑨	修 繕 費			
⑩	動 力 光 熱 費			157,660
⑪	作 業 用 衣 料 費		23,300	23,300
⑫	農 業 共 済 掛 金			169,000
⑬	荷 造 運 賃 手 数 料		38,000	38,000
⑭	土 地 改 良 費			
⑮				
⑯				
⑰				
⑱	雑 費		131,500	131,500
㉑	農産物以外の棚卸高			444,000
㉒				426,000
㉓	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用			100,000

土地・建物の一部を農業に使用する場合の固定資産税は、農業に使用している部分だけが必要経費になります。  
また、車両を農業と家事の両方に使用している場合の自動車税、取得税及び重量税は、実際の使用割合によるあん分計算が必要です。

取得価額が10万円以上の農具は、減価償却の対象となりますので、ここには含めないでください。

車両を農業と家事の両方に使用している場合の修繕費は、実際の使用割合によるあん分計算が必要です。

P 4 「㉑ 動力光熱費の計算」から転記します。

自宅の火災保険や生命保険の掛金は必要経費になりません。

土地改良事業ごとの賦課金が、10a当たり10,000円を超える場合は、全額を必要経費にできない場合がありますので、税務署又は市町村税務担当課にお尋ねください。

P 5 「㉑ 農産物以外の棚卸高」から転記します。

P 6 「㉑ 果樹・牛馬等の育成費用の計算」から転記します。

(注) 各経費ごとに集計した基礎資料(領収書など)については、申告終了後も必ず保存してください。

科 目		農協取扱分 (A)	農協以外分 (B)	合 計 (A + B)
		円	円	円
①	租 税 公 課			
②	種 苗 費			
③	素 畜 費			
④	肥 料 費			
⑤	飼 料 費			
⑥	農 具 費			
⑦	農 薬 衛 生 費			
⑧	諸 材 料 費			
⑨	修 繕 費			
⑩	動 力 光 熱 費			
⑪	作 業 用 衣 料 費			
⑫	農 業 共 済 掛 金			
⑬	荷 造 運 賃 手 数 料			
⑭	土 地 改 良 費			
⑮				
⑯				
⑰				
⑱	雑 費			
㊀	農産物以外の棚卸高			
㊁	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用			

《記載例》

平成18年分の計算例です。

減価償却費の計算

減価償却の対象となる資産は、取得価額が10万円以上で、農業に使用しているものに限ります。

減価償却資産の名称	取得年月	取得価額 (A)	耐用年数	償却率 (B)	償却期間 (C)	事業専用割合 (D)	必要経費算入額 (A × 90% × B × C × D)
						%	円
作業場							
農機具等車庫							
パイプハウス			10	0.100	$\frac{12}{12}$		
トラクター	15年 2月	2,100,000	8	0.125	$\frac{12}{12}$	100%	236,250
田植機	14年 1月	1,000,000	5	0.200	$\frac{12}{12}$	100%	180,000
コンバイン	10年 1月	3,200,000	5	0.200	$\frac{12}{12}$		0
乾燥機	12年 5月	1,900,000	8	0.125	$\frac{12}{12}$	100%	213,750
籾摺機			8	0.125		%	
耕うん機							
軽トラック							
トラック							
一括償却資産	17年	240,000	-	1/3	$\frac{12}{12}$	100%	80,000
繁殖用牛	14年 1月	300,000	5	0.200	$\frac{12}{12}$	100%	40,000
<b>合 計</b>							750,000 円

中古の資産を取得した場合は、耐用年数が異なる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

償却率は定額法の場合です。定率法による場合は、別途届出が必要です。

生物(牛、豚、樹など)の場合は、計算方法が異なりますので、税務署にお尋ねください。

取得価額が10万円以上20万円未満の減価償却資産については、その使用を始めた年以降3年間の各年分において、その減価償却資産の全部又は特定の一部を一括し、一括した減価償却資産の取得価額の合計額の3分の1の金額を必要経費にすることができます。

【記載例は、噴霧機(平成17年4月に110,000円で取得)と除草機(平成17年8月に130,000円で取得)について一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合を示しています。】

主な減価償却資産の耐用年数表

(生物(牛、豚、樹)などについては、税務署にお尋ねください。)

建 物

構造・用途	細 目	耐用年数	償却率
木造・合成樹脂造のもの	店舗用、住宅用のもの	22	0.046
	倉庫用、作業場用のもの	15	0.066
木骨モルタル造のもの	店舗用、住宅用のもの	20	0.050
	倉庫用、作業場用のもの	14	0.071
れんが造・石造・ブロック造のもの	店舗用、住宅用のもの	38	0.027
	倉庫用、作業場用のもの	34	0.030

農林業用償却資産

種 類	細 目	耐用年数	償却率
コンクリート造・れんが造・石造・ブロック造の構築物	用水路、農用井戸、サイロ	20	0.050
	トラクター	乗用型トラクター	8
耕うん整地用機具	耕うん機、管理機、ロータリ、ハロー、代掻機、うねたて機	5	0.200
	栽培管理用機具	堆肥散布機、田植機、育苗機、スプリンクラー、暖房機	5
防除用機具	スピードスプレー、噴霧機、土壌消毒機	5	0.200
	収穫調整用機具	自脱型コンバイン、バインダー、野菜洗浄機、掘取機	5
		籾摺機、乾燥機、コンテナ、ライスグレーダー	8
そ の 他	ビニールハウス	10	0.100

車両・運搬具

構造・用途	細 目	耐用年数	償却率
一般用のもの	軽自動車・軽トラック	4	0.250
	普通貨物	5	0.200
	普通ダンプ式貨物	4	0.250
	2輪自動車	3	0.333
	フォークリフト	4	0.250



## 減価償却費の計算

減価償却資産の 名称	取得年月	取得価額 (A)	耐用 年数	償却率 (B)	償却期間 (C)	事業専用 割合 (D)	必要経費算入額 (A × 90% × B × C × D)
作業場		円			— 12	%	円
農機具等車庫					— 12	%	
パイプハウス			10	0.100	— 12	%	
					— 12	%	
					— 12	%	
トラクター			8	0.125	— 12	%	
田植機			5	0.200	— 12	%	
コンバイン			5	0.200	— 12	%	
乾燥機			8	0.125	— 12	%	
籾摺機			8	0.125	— 12	%	
耕うん機			5	0.200	— 12	%	
軽トラック			4	0.250	— 12	%	
トラック			5	0.200	— 12	%	
一括償却資産			-	1/3	— 12	%	
					— 12	%	
					— 12	%	
					— 12	%	
					— 12	%	
					— 12	%	
					— 12	%	
					— 12	%	
					— 12	%	
					— 12	%	
					— 12	%	
合 計							円

《記載例》

㊗ 動力光熱費の計算

月	水道料			電気料(動力)			電気料(一般)		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1	2,700 円	0 %	0 円	円	%	円	3,200 円	0 %	0 円
2	2,800	0	0				3,200	0	0
3	3,200	0	0				3,300	0	0
4	3,600	20	720				3,400	10	340
5	3,300	10	330				3,300	10	330
6	3,000	0	0				3,100	0	0
7	2,900	0	0				3,200	0	0
8	3,000	0	0				3,200	0	0
9	5,800	40	2,320				5,800	40	2,320
10	10,200	70	7,140				6,300	50	3,150
11	9,800	70	6,860				6,000	50	3,000
12	3,200	0	0				3,200	0	0
合計			17,370 円			64,500 円			9,140 円
摘要									

「貯金取引年間実績表」等が発行されていて、各月ごとの事業使用割合を計算する必要がない場合は、年間の合計額のみを記載しても差し支えありません。

「貯金取引年間実績表」から  
(64,500円 × 100%)

月	灯油			軽油			ガソリン		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1	2,800 円	0 %	0 円	2,000 円	70 %	1,400 円	5,800 円	0 %	0 円
2	2,100	0	0	2,000	70	1,400	5,400	0	0
3	1,400	0	0	3,000	80	2,400	6,000	0	0
4	700	0	0	5,000	90	4,500	8,000	30	2,400
5				5,000	90	4,500	10,000	30	3,000
6				4,000	80	3,200	7,000	20	1,400
7				4,000	80	3,200	7,000	20	1,400
8				4,000	80	3,200	9,000	20	1,800
9				4,000	80	3,200	8,000	30	2,400
10	4,000	30	1,200	8,000	95	7,600	10,000	30	3,000
11	6,100	50	3,050	8,000	95	7,600	8,000	30	2,400
12	4,000	10	400	2,000	70	1,400	6,000	10	600
合計			4,650 円			43,600 円			18,400 円
摘要									

事業使用割合は、各科目ごとに用途及び走行距離数などから適切に算定してください。

各月ごとに事業使用割合を乗じて必要経費算入額を求めます。

月	水道料			電気料(動力)			電気料(一般)			必要経費合計
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	
1	円	%	円	円	%	円				
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
合計			円			円				㊗ 157,660 円
摘要										

㊗ 動力光熱費の計算

月	水道料			電気料(動力)			電気料(一般)		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1	円	%	円	円	%	円	円	%	円
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
合計			円			円			円
摘要									

月	灯油			軽油			ガソリン		
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費
1	円	%	円	円	%	円	円	%	円
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
合計			円			円			円
摘要									

月							必要経費合計
	支払金額	事業割合	必要経費	支払金額	事業割合	必要経費	
1	円	%	円	円	%	円	㊗ 円
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
合計			円			円	
摘要							

《記載例》

④ 農産物以外の棚卸高

科 目	期首棚卸高 ( 1 / 1現在)		期末棚卸高 (12 / 31現在)	
	数 量	金 額	数 量	金 額
種 苗 費 ④		円		円
肥 料 費 ⑤	22袋 (20kg)	80,000	20袋 (20kg)	100,000
飼 料 費 ⑥				
農 薬 衛 生 費 ⑦		20,000		42,000
諸 材 料 費 ⑧		60,000		20,000
雑 費 ⑨				
販売用動物 (肉牛等)		284,000		264,000
そ の 他				
合 計		⑩ 444,000 円		⑪ 426,000 円

(記載上の注意事項)

- 未使用の種苗、肥料、農薬等については、その購入価額により棚卸高を計算します。  
ただし、毎年同程度の数量を繰り越す場合は、棚卸しを省略して差し支えありません。
- 販売用動物の棚卸高は、購入費等に年末までの育成費用(種付費、飼料費、労務費等)を加算して記入します。  
(例)牛A(買入れ) : 購入費 78,000円 + 飼料費 9,000円 = 87,000円  
牛B(自家生産) : 種付費 10,000円 + 飼料費 27,000円 = 37,000円  
牛C(前年からの繰越) : 期首棚卸高 32,000円 + 飼料費 108,000円 = 140,000円  
(合計) 264,000円

(1頭当たりの飼料費の計算例)

	育成等期間(飼育・育成月数)	摘 要
母牛	1/ 1 ~ 12/31(12ヶ月)	
牛 A	12/ 1 ~ 12/31( 1ヶ月)	12/ 1 購入
牛 B	10/ 1 ~ 12/31( 3ヶ月)	10/ 1 出生
牛 C	1/ 1 ~ 12/31(12ヶ月)	前年からの繰越し
牛 D	1/ 1 ~ 11/30(11ヶ月)	前年からの繰越しで11/30に売却
牛 E	1/ 1 ~ 8/31( 8ヶ月)	前年からの繰越しで 8/31に売却
⑩ 飼料費 423,000円 ÷ 延べ育成月数 47月 = 9,000円/月		

- 期首棚卸高( 1 / 1現在)は、前年の年末棚卸表から転記してください。

㊦ 農産物以外の棚卸高

科 目		期首棚卸高 ( 1 / 1 現在 )		期末棚卸高 ( 12 / 31 現在 )	
		数 量	金 額	数 量	金 額
種 苗 費	㊧		円		円
肥 料 費	㊨				
飼 料 費	㊩				
農 薬 衛 生 費	㊪				
諸 材 料 費	㊫				
雑 費	㊬				
販売用動物 (肉牛等)					
そ の 他					
合 計			㊭ 円		㊮ 円

《記載例》

㊦ 果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、農協以外から預託された牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	イ 前年からの繰越額	育成費用の明細					ト 本年中に成熟したものの取得価額	チ 翌年分への繰越額 (イ+ハ-ト)
			ロ 本年中の種苗費 種付料・素畜費	ハ 本年中の肥料・ 農薬等の投下 費用	ニ 小計 (ロ+ハ)	ホ 育成中の果樹等 から生じた収入 金額	ヘ 本年に取得価額 に加算する金額 (ニ-ホ)		
リンゴ樹 20a	・7・11	275,000	0	100,000	100,000	40,000	60,000	0	335,000
計		275,000	0	100,000	㊦ 100,000	40,000	60,000	0	335,000

前年以前から引き続き育成している果樹・牛馬等に係る取得費と、育成費用の前年末の合計額を記入します。

このほか、苗木の定植費用を含めて記入します。

飼料費、肥料費、農薬費のみを育成費用としても差し支えありません。

育成中の果樹から収穫した果実の収入金額は、果樹の育成費用から差し引きます。ただし、毎年継続して販売金額に含めて申告する方法をとっている場合には、差し引く必要はありません。

㊦ 果樹・牛馬等の育成費用の計算 (販売用の牛馬、農協以外から預託された牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産・定植等の年月日	イ 前年からの繰越額	育成費用の明細					ト 本年中に成熟したものの取得価額	チ 翌年分への繰越額 (イ+ハ-ト)
			ロ 本年中の種苗費 種付料・素畜費	ハ 本年中の肥料・ 農薬等の投下 費用	ニ 小計 (ロ+ハ)	ホ 育成中の果樹等 から生じた収入 金額	ヘ 本年に取得価額 に加算する金額 (ニ-ホ)		
計					㊦				



### 国税電子申告・納税システム(e-Tax)をご利用ください

自宅やオフィスからインターネットを利用して、申告や納税、さまざまな申請・届出をすることができます。

詳しくは

e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp>

ヘルプデスク 0570-015901

IP電話等をご利用の場合、045-290-5900

この社会あなたの税がいきている

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>